

山梨県公報

第千八百三十号

平成二十年

二月十八日

月 曜 日

目 次

告示

救急医療機関等の認定	六三
県営土地改良事業計画の決定	六四
土地収用事業の認定	六四
道路の区域変更	六五
公告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請	六五
指定施設要件変更保安林の所在不分明通知	六六
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(一六件)	六六

告 示

山梨県告示第五十五号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院又は診療所を救急病院又は救急診療所として認定した。

平成二十年二月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 救急病院等の名称及び所在地

名 称	所 在 地
独立行政法人国立病院機構甲府病院	甲府市天神町十一番地三十五号
社会保険山梨病院	甲府市朝日三丁目八番三十一号
甲府共立病院	甲府市宝一丁目九番一号

甲府脳神経外科病院	甲府市酒折一丁目十六番十八号
武川病院	中巨摩郡昭和町飯喰千二百七十七番地
医療法人社団慈成会三枝病院	甲斐市竜王新町千四百四十番地
韮崎市国民健康保険韮崎市立病院	韮崎市本町三丁目五番三号
韮崎相互病院	韮崎市本町一丁目十六番二号
財団法人山梨厚生会山梨厚生病院	山梨市落合八百六十番地
加納岩総合病院	山梨市上神内川千三百九番地
一宮温泉病院	笛吹市一宮町坪井千七百四十五番地
身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合立飯富病院	南巨摩郡身延町飯富千六百二十八番地
財団法人身延山病院	南巨摩郡身延町梅平二千四百八十三番地の百六十七
大月市立中央病院	大月市大月町花咲千二百二十五番地
今井整形外科医院	甲府市上阿原町千五百一十一番地
足立外科胃腸科医院	甲府市中小河原一丁目九番十二号
医療法人社団箭本外科整形外科医院	甲府市北口三丁目一番一号
太田整形外科医院	中巨摩郡昭和町清水新居四百九十八番地
医療法人社団啓仁会赤岡整形外科医院	中央市西花輪三千五百九十一番地

二 認定期間

平成二十年二月一日から平成二十三年一月三十一日まで

山梨県告示第五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（帯那地区ため池等整備事業）計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十年二月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 縦覧書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十年二月十九日から同年三月十七日まで

三 縦覧場所

甲府市役所

四 異議申立期間

平成二十年三月十八日から四月一日まで

山梨県告示第五十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成二十年二月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 起業者の名称

社会福祉法人寿真会

二 事業の種類

地域密着型介護老人福祉施設整備事業

三 起業地

1 収用の部分 中央市極楽寺字横田地内

2 使用の部分 なし

四 事業を認定した理由

1 法第二十条第一号要件

地域密着型介護老人福祉施設整備事業（以下「本事業」という。）は、法第三条第二十三号に掲げる「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）による社会福祉

事業の用に供する施設」であることから法第二十条第一号に該当する。

2 法第二十条第二号要件

起業者は、平成十六年七月に設立され、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）に規定する特別養護老人ホームを開設し、現在まで社会福祉事業を行っている実績がある。本事業の実施については、理事会が承認するとともに、中央市から補助金を受けていることから、「起業者が当該事業を遂行する充分な意思と能力を有すること」という要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号要件

(一) 申請事業の施行により得られる公共の利益

本事業は、入所者のプライバシー及び人権を保護し、可能な限り入居前の生活と入居後の生活が連続したものとなるような施設を整備する事業である。

現在、厚生労働省は、プライバシー及び人権への配慮等から今後配置する老人福祉施設は、従来のような大型の介護施設ではなく、地域に密着した小規模介護施設を整備することを基本方針とし、可能な限り集团的ケア体制から個別ケア体制へ移行させ、入所者が入居前の生活と入居後の生活が連続した日常生活を営むことができる施設とする施策を推進しており、本事業はこの施策に則した事業である。また、このような施設を指定する権限を市町村長とした。これを受け、中央市では、今後要介護認定者の増加が見込まれるため、介護施設の整備を進めており、施設整備にあたっては、厚生労働省の基本方針に従い、高齢者が介護を要する状態になってもできるだけ住み慣れた地域で生活が継続できるように地域密着型の基盤整備を進めている。本事業は、起業者が中央市の計画に従って行うものであり、中央市の要介護認定者が入所するため、本事業が完成すると、個人の状況に応じた介護事業を実施することができるようにになるとともに利用者が住み慣れた環境で暮らすことができるようになり、更に地域の福祉を推進することができる等、本事業の施行により得られる公共の利益は大きいと認められる。

(二) 申請事業の施行により失われる利益

本事業の施行により周辺環境に与える影響は、工事期間中の騒音、振動に起因する周辺環境への影響が考えられるが、起業者は、建設工事において、騒音及び振動の発生をできるだけ抑えるため、低騒音重機を使用することとし、日曜日には工事を行わないようにすることとしている。また、防塵対策も施し、工事前には、周辺住民及び隣接の地権者等に事業の説明を行う等、適切な対策を講じているものと認められることから周辺環境に与える影響は小さいものと考えられ、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。また、本件起業地内には、起業者が保護のため特別の措置を講ずる文化財は存在しない。

(三) 代替案との比較

本事業の施行位置については、利便性、経済性、環境等の要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、本事業の起業地が、これらの要件を満たす最も適当なものとして決定されたものであると認められる。

(四) 比較衡量

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(三)で述べたとおり、本事業の起業地は、代替案と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本事業は、「土地の適正且つ合理的な利用に寄与するもの」と認められることから、法第二十条第三号に該当する。

4 法第二十条第四号要件

(一) 申請事業を早期に施行する必要性

本事業は、起業者が中央市から補助金を受け、実施するものであり、「中央市高齢者保健福祉計画・介護保健福祉計画」によると、中央市の高齢者数及び介護認定者数は増加傾向にあるため、早急な施設整備が必要である。これらの状況から早期に本事業を施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本事業に係る起業地の範囲は、建物については、厚生労働省が定めた「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」に則して規模を決定し、駐車場については、増員する職員数及び想定される利用者数から積算しており、いずれも適切であると認められる。また、起業地の範囲において、一般的な利用に供されるものは存在せず、使用にはなじまないため、収用とすることは、合理的であると認められる。

(三) 収用する公益上の必要性

以上により、本事業は、「土地を収用する公益上の必要がある」と認められることから、法第二十条第四号に該当する。

5 結論

1から4までで述べたとおり、本事業は法第二十条各号の要件に該当するものと判断することができる。

五 法第二十六条の二第二項の規定に基づき、事業認定をするものである。
中央市役所高齢介護課

山梨県告示第五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十二年三月十日まで一般の縦覧に供する。
平成二十二年二月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一三七号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
富士吉田市上吉田二丁目三九八番の二地先から 南都留郡富士河口湖町河口字滝沢五四七番の二地先まで	旧	七・六〇 四四・一	七二六七・二
富士吉田市上吉田二丁目三九八番の二地先から 南都留郡富士河口湖町河口字滝沢五四七番の二地先まで	新	七・六〇 四四・一	七二六七・二
富士吉田市旭三丁目三八八番の二地先から 南都留郡富士河口湖町河口字滝沢五四七番の二地先まで		一一・〇〇 五二・九	二八五一・一

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
平成二十二年二月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあった年月日 平成二十一年一月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人 富士おしの名水倶楽部
- 2 代表者の氏名 渡邊実

- 3 主たる事務所の所在地 山梨県南都留郡忍野村忍草千四百九十七番地
- 4 定款に記載された目的

この法人は、忍野村民及び周辺自治体の住民を対象に有用微生物を利用し、生ゴミの堆肥・飼料化により、有機栽培農業・畜産業に活用し、農業の向上、環境の浄化、健康の増進を図るための事業を行う。また、新エネルギーを利用し、快適な生活環境を維持していくために環境保全を図る事業を行い、資源循環型社会の構築及び地球温暖化防止対策のため広く社会に寄与することを目的とする。

縦覧期間 平成二十年一月三十一日から同年三月三十日まで

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条の規定による保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を早川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十年二月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
南巨摩郡早川町赤沢字萩風一三八〇の一	望月一雄	所有権

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十年一月七日農林水産省告示第二十八号

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年二月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十年一月十五日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

- 1 商号 株式会社宮崎造園

- 2 主たる営業所の所在地 甲府市塩部一丁目十三番十二号

- 3 破産管財人の氏名 深澤勲

- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一七）第三六四八号

四 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成十九年十二月二十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年二月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十年一月十五日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

- 1 商号 株式会社山梨クボタ

- 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡昭和町西条二千三百番地一

- 3 代表者の氏名 杉山一郎

三 許可番号 山梨県知事許可（般 一九）第九三〇号

四 処分の内容 機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十年一月七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年二月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十年一月十五日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 有限会社和田電気設備工業

2 主たる営業所の所在地 南アルプス市下今井四百七十四番地一

3 代表者の氏名 和田啓雄

三 許可番号 山梨県知事許可（般 一八）第四九三〇号

四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十年一月七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年二月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十年一月十五日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 藤原建設株式会社

2 主たる営業所の所在地 葦崎市若宮二丁目三番二十九号

3 破産管財人の氏名 關本喜文

三 許可番号 山梨県知事許可（般・特 一九）第一三三三一号

四 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業並びに土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十年一月八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年二月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十年一月十五日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 梶原建設株式会社

2 主たる営業所の所在地 山梨市下井尻三百八十三番地

3 代表者の氏名 梶原義人

三 許可番号 山梨県知事許可（般 一八）第二二〇号

四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十年一月九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年二月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十年一月二十一日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 勇進産業株式会社

2 主たる営業所の所在地 甲府市下石田二丁目十番五号

3 代表者の氏名 手塚克己

三 許可番号 山梨県知事許可（般 一六）第七七五号

四 処分の内容 土木工事業、管工事業、熱絶縁工事業及び消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十年一月十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

- 一 処分をした年月日 平成二十年一月二十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 北清建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市古府中町四千九百五十一番地
 - 3 破産管財人の氏名 堀内寿人
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般・特 一八）第一三七号
- 四 処分の内容 土木工事業、大工工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可並びに建築工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年一月二十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成二十年二月十八日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十年一月二十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 三智石材株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市西高橋町百十五番地一
 - 3 代表者の氏名 石坂昭二
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一六）第三八七六号
- 四 処分の内容 石工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年一月二十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成二十年二月十八日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十年一月二十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

- 1 商号 司技建
- 2 主たる営業所の所在地 大月市猿橋町猿橋五百四十八番地一
- 3 代表者の氏名 山浦高利
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一五）第八六五五号
- 四 処分の内容 大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年一月二十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成二十年二月十八日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十年一月二十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社三井設備
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市伊勢三丁目九番一号
 - 3 代表者の氏名 三井敦男
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一七）第二一八三号
- 四 処分の内容 土木工事業、管工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年一月二十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成二十年二月十八日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十年一月二十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社佐野建築工業所
 - 2 主たる営業所の所在地 甲州市塩山下於曾八百七十一番地
 - 3 代表者の氏名 佐野真一

- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一七)第五八号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年一月二十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年二月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十年一月二十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社古屋鉄工
 - 2 主たる営業所の所在地 笛吹市一宮町北都塚二百三十七番地一
 - 3 代表清算人の氏名 古屋幾雄
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一七)第四五〇六号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年一月二十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。